別記様式第11号（第13条関係）

雇用開始届出書

　　　年　　月　　日

　那須烏山市長　宛て

事業者　住　所

氏　名

連絡先

（法人にあっては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日に申請し、　　　　年　　月　　日付け那烏指令　第　号で認定（変更を承認）された認定事業計画に基づき新規雇用従業員の雇用を開始したので、那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例施行規則第13条の規定により次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象施設等 | 名称 | |  |
| 設置場所 | |  |
| 雇用開始年月日 | | | 年　　月　　日 |
| １年継続雇用見込年月日 | | | 年　　月　　日 |
| 新規雇用  従業員 | | フリガナ |  |
| 氏名 |  |

備考

　１　雇用促進奨励金は、事業計画の認定の申請を行った企業等が、その申請の日以後に、認定事業計画に基づいて、対象施設等の操業のために新たに期間の定めなく雇用した者で、年間を通じ常時、かつ、正規に雇用された者であって市内に住所を有するもの（以下「新規雇用従業員」という。）を１年以上継続して雇用し、かつ、その数が２人以上に達したとき、企業立地奨励金が交付される期間において交付されます。なお、令和５年度以前に認定を受けた企業等においては、従前の例によりますので、この届出は必要ありません。

２　雇用の開始の時期については、企業等によって異なることが想定されることから、雇用促進奨励金における起算の年を明らかにするために届け出るものであり、雇用促進奨励金の交付を確約するものではありません。この届出の後に、この届出に記載のある新規雇用従業員の雇用が１年以上継続しなかったときは、届出をしなおすことで起算する年を修正することができます。

　３　雇用促進奨励金に係る算定は、新規雇用従業員の雇用を開始した日から１年を経過した日が属する年を１年目として起算します。毎年１月１日から12月31日までを１年間とし、連続して最大６年間までとします。企業立地奨励金が交付される年度の前年12月31日時点までにおいて１年以上継続雇用した新規雇用従業員を雇用促進奨励金の対象として算定します。

４　新規雇用従業員の雇用を開始したときは、雇用促進奨励金の交付の申請の際に必要な書類をあらかじめ準備しておく必要があります。

ア 新規雇用従業員の名簿

イ 新規雇用従業員の雇用保険被保険者資格喪失届兼氏名変更届

ウ 新規雇用従業員の雇用保険取得等確認通知書（事業主通知用）

エ 新規雇用従業員が住民票に記録されている事項を記載した書類

オ その他市長が必要と認める書類

５　新規雇用従業員の雇用が１年以上継続しなかったときは、雇用促進奨励金の対象にはなりません。ただし、企業立地奨励金の交付の申請の時点で雇用されていない場合であっても、新規雇用従業員の雇用が１年以上継続したものであって必要な書類があれば、雇用促進奨励金の対象となります。

※事務処理欄

|  |  |
| --- | --- |
| １年継続雇用見込年月日 | 年　　月　　日 |

雇用促進奨励金に係る算定　※１年目に届出中の１年継続雇用見込年月日を含める

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 雇用促進奨励金の算定年数 | １年継続雇用見込 | | 交付年度見込 |
| 自 | 至 |
| １年目※ | 年　１月　１日 | 年　12月　31日 | 年度 |
| ２年目 | 年　１月　１日 | 年　12月　31日 | 年度 |
| ３年目 | 年　１月　１日 | 年　12月　31日 | 年度 |
| ４年目 | 年　１月　１日 | 年　12月　31日 | 年度 |
| ５年目 | 年　１月　１日 | 年　12月　31日 | 年度 |
| ６年目 | 年　１月　１日 | 年　12月　31日 | 年度 |